

## 受益者負担金の減免について

受益者負担金は、税金と異なり公共用地にも賦課されます。公共用地、その他の土地について利用状況により負担金の減免制度がありますので、下記の減免基準に該当する事由がある受益者は、減免申請書を提出してください。

### <下水道事業受益者負担金減免基準>

1 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

対象となる土地		減免率 (%)	対象となる土地		減免率 (%)
(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	国立又は公立の学校用地	75	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条の社会福祉事業で、同法第22条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地(管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く)	75	
	国立又は公立の社会福祉施設用地	75			
	一般庁舎用地	50			
	国立又は公立の病院用地	25			
	警察又は法務収容施設の用地	75			
	有料の公務員宿舍用地	25			
(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	企業用財産となっている土地	25	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に基づく鉄道事業の用に供する用地で次に掲げるもの	100 30	
(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者	道路、広場、水路、河川、公園	100	(1)踏切、駅前広場 (2)軌道敷、駅舎、プラットホーム		
(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の理由があると認められる者が所有し、又は使用している土地	100	電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気事業の用に供する用地で、送電用の鉄塔用地	30	
(5) 事業のため土地、物件又は金銭を提供した受益者	公共下水道に係る事業のため土地、物件又は金銭を提供した者が所有し、又は使用している土地	市長が認定する率	(6) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条の文化財である土地又は同条の文化財である建物その他の工作物の敷地	100	
(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に掲げる団体が同条に規定する目的のために使用する境内地(住居に使用する建物の敷地を除く)	50	自治会等が所有し、又は使用する集会場の敷地	100	
	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項の墓地	100	流山市消防団条例(昭和53年流山市条例第11号)第2条の消防団が所有し、又は使用する消防用備品等の格納に係る土地	100	
	私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条の学校法人が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用地(管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く)	75	道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受ける道路以外の道路で、常時一般の通行の用に供している土地	100	
			市長が、土地の状況により特に減免する必要があると認める土地	市長が認定する率	